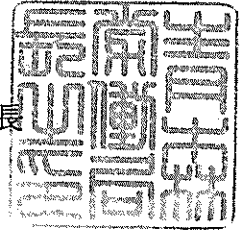


青勞発基第336号  
平成23年10月27日

社団法人青森県建設業協会長 殿

青森労働局長



平成23年度冬期労働災害防止運動の実施について(要請)

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

労働基準行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内においては、冬期特有の気象条件(降雪、低温及び強い季節風等)の影響を受けた労働災害(以下「冬期労働災害」という。)が多発しており、平成22年度冬期(平成22年11月～平成23年3月)における冬期労働災害の死傷者数(休業4日以上)は、前年度同期と比べて5人減(2.9パーセント減)の169人となったものの、依然として冬期の労働災害全体の約3分の1を占めております。

このような状況を踏まえ、当局では、本年11月から翌年3月までの期間に冬期労働災害の発生を減少させることを目的に、別添1のとおり「平成23年度冬労働災害防止運動実施要綱」を策定し、冬期労働災害防止運動を実施することといたしました。

つきましては、本運動の趣旨を御理解の上、別添2のとおりリーフレット等を送付いたしますので、傘下会員等に対する周知及び冬期労働災害防止対策の徹底に関する指導援助について御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、同リーフレット等が不足の場合は、お手数ですが下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

担当 青森労働局労働基準部健康安全課  
兼平  
電話017-734-4113



23年/頁

情報共有 関係者へ  
担当者:

# 平成23年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

## 1 趣 旨

積雪寒冷地である本県は、冬期における降雪、低温、強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受けるため、積雪・凍結・寒冷による転倒、墜落災害及び車両等のスリップ事故等の労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発している。

当局管内の平成22年度冬期（平成22年11月～平成23年3月）における冬期労働災害の死傷者数（休業4日以上）は、前年度同期と比べて5人減（2.9パーセント減）の169人となったものの、依然として冬期の労働災害全体の約3分の1を占めている。

これらの冬期労働災害を防止するためには、職場における安全に対する意識や取組みを再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とその結果に基づくリスク低減措置を実施するほか、冬期労働災害の特徴を熟知して予め適切な対策を講ずることが必要である。

このため、当局では、労働災害防止団体や事業者団体と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、更なる冬期労働災害の防止を目指して、昨年度に引き続き「冬期労働災害防止運動」を展開する。

## 2 実施期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日までの5か月間とする。

## 3 主 唱 者

青森労働局、各労働基準監督署

## 4 主唱者の実施事項

- (1) 冬期労働災害の防止に関する安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- (3) 労働災害防止団体・事業者団体の実施事項について指導援助する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 広く県民に本運動の周知を行う。

## 5 実 施 者

各事業場とする。

なお、労働災害防止団体、事業者団体においては、これら事業場における活動を支援するものとする。

## 6 実施者の実施事項

### (1) 事業場

#### ア 安全衛生活動の活性化

- ① 労使による自主的な安全衛生活動の推進
- ② 危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）等の実施

- イ 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止
- ウ 交通労働災害の防止（車両等のスリップ事故の防止等）
- エ 雪降し、除排雪による災害の防止
- オ 火災・火傷の防止
- カ 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の防止
- キ 作業時の保温・体操の実施

(2) 労働災害防止団体・事業者団体等

- ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。
- イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。
- ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。
- エ 会員相互による安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- オ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。

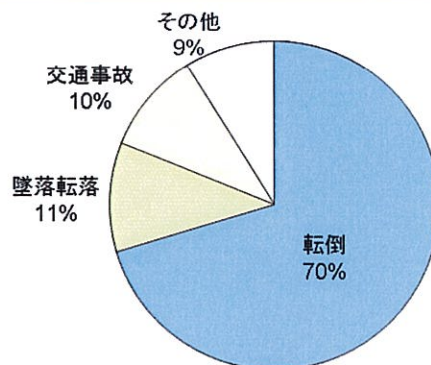
# 積雪・凍結による転倒に注意！

## 1 冬は転倒災害が多発！

- 本県では、冬期における積雪及び凍結による転倒災害が多発しており、冬期労働災害（冬期特有の気象条件の影響を受けた災害）の約7割以上を占めています。
- 積雪・凍結による転倒災害の約7割が骨折で、長期の休業を要する災害となっています。



事故の型別 冬期労働災害の内容(平成22年度)



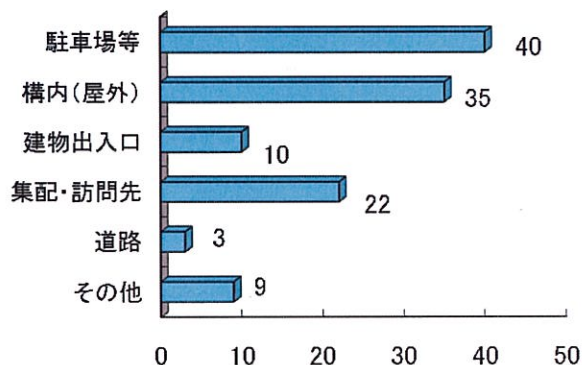
(休業4日以上労働災害及び死亡災害)

## 2 駐車場・通路での転倒に注意！

- 駐車場や屋外の通路は、人や車両の通行等により雪が踏み固められて滑りやすいため、歩行中に転倒する災害が多発しています。
- 駐車場で車両等から降りるときに、滑って転倒する災害も多発しています。

**特に、朝の出勤時に駐車場付近で転倒災害が集中して発生しています。**

積雪・凍結による転倒災害の発生場所(平成22年度)

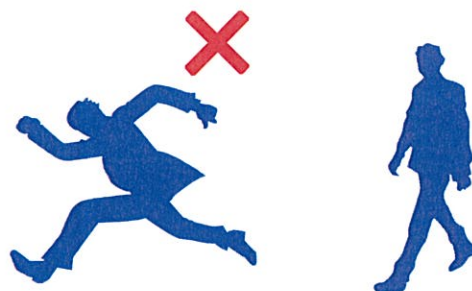


(休業4日以上労働災害及び死亡災害)

## 3 転倒災害を防止するために！

- 駐車場や屋外の通路の融雪・除排雪を徹底しましょう。
- 車両から降りるときには、出来るだけ凍結した場所を避け、慎重に降りましょう。
- ゴム底等の滑りにくい靴を着用しましょう。
- 両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れたまま歩行しないようにしましょう。

- 時間に余裕をもって、小さな歩幅でゆっくり歩きましょう！



青森労働局・各労働基準監督署

# 平成23年度



## 冬期労働災害防止運動 展開中!

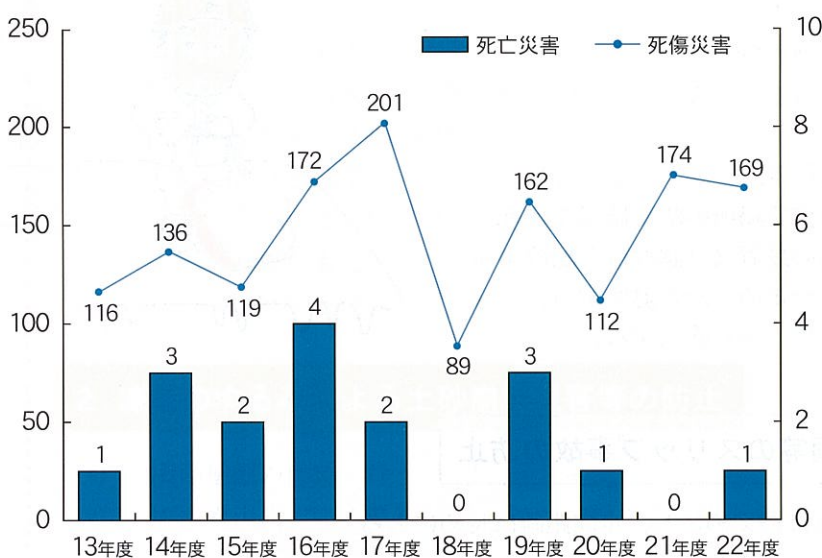
運動期間：平成23年11月1日～平成24年3月31日

積雪寒冷地である本県は、冬期における降雪、低温及び強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受け、このため、積雪・凍結・寒冷による転倒災害及び車両のスリップ事故等の労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発しています。

これらの冬期労働災害を防止するためには、職場における安全に対する意識や取組みを再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とその結果に基づくリスク低減措置を実施するほか、冬期労働災害の特徴を熟知して予め適切な対策を講ずることが必要です。

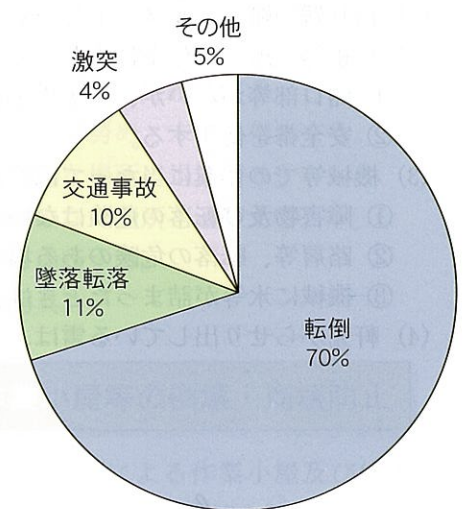
各事業場におかれては、本運動の実施事項を基に冬期労働災害の防止に取り組ましましょう！

### 過去10年間の冬期労働災害の状況



休業4日以上労働災害及び死亡災害

### 平成22年度の冬期労働災害の内容



休業4日以上労働災害及び死亡災害

青森労働局・各労働基準監督署

# 事業場における実施事項

## 1 安全衛生活動の活性化

- (1) 労働者に対して、本運動の趣旨及び実施事項の周知を図る。
- (2) 経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全衛生総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。
- (3) 労働者に冬期労働災害防止対策に関する安全衛生教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。
- (4) 作業開始前の安全衛生ミーティングを励行し、作業の適正化に努めるとともに、作業主任者による作業の指揮を徹底する。
- (5) 機械設備、作業等に対し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等を実施し、そのリスクの低減を図る。



## 2 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止



- (1) 通路及び作業場所は、囲い・除排雪・融雪の措置等により積雪・凍結を防止する。
- (2) 屋外の階段及び傾斜した箇所には滑り止めを設ける。
- (3) 墜落のおそれのある箇所には、手すり等を設けるとともに中さんを設ける。
- (4) 滑り難い靴等を着用させる。
- (5) 小さな歩幅で、時間に余裕を持ってゆっくり歩く。
- (6) 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。また、両手に物を持って歩行、昇降しない。

## 3 雪降り・除排雪による災害の防止

- (1) 滑り難い靴、ヘルメット等を着用させる。
- (2) 屋根等高所での作業に当たっては、次の事項を行う。
  - ① 開口部等がないか、予め作業場所の状況確認を行う。
  - ② 安全帯を使用する。
- (3) 機械等での作業に当たっては、次の事項を行う。
  - ① 障害物及び転落の危険はないか等、予め作業場所の状況確認を行う。
  - ② 路肩等、転落の危険のある場所には目印の設置又は誘導員を配置する。
  - ③ 機械に氷等が詰まったときは、エンジンを止めてから対処する。
- (4) 軒先からせり出している雪は、できる限り地上から除去する。



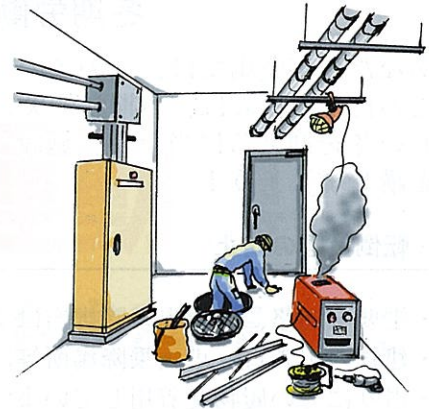
## 4 車両等のスリップ事故の防止



- (1) 速度は控えめにし、車間距離は長めにとる。
- (2) 急ハンドル及び急ブレーキはしない。
- (3) 橋の上、トンネルの出入口及び日陰部分では速度を落とす。
- (4) 送迎経路の変更等を含め、送迎バス等の運行に関する適正化を図るとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項を実施する。
- (5) 天候及び路面状況を考慮に入れた作業・運行計画を立てる。

## 5 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の防止

- (1) 原則として練炭の使用を禁止する。
- (2) 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項を周知する。
- (3) 火気使用場所の換気を十分に行う。
- (4) 一酸化炭素中毒の危険のある場所は立入を禁止する。
- (5) 一酸化炭素中毒の危険のある場所に立入る場合は、一酸化炭素濃度・酸素濃度測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底する。
- (6) 緊急時の避難方法及び連絡方法を定める。



## 6 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ、焚き火等に着火する場合は、ガソリン・軽油・灯油を振掛けない。
- (2) ガソリン等の油脂類及び可燃物を火気のそばに置かない。
- (3) 火気を使用する場所には、消火器等を用意する。
- (4) 事務所、寄宿舎等を留守にするときは、ストーブ等火気類の消火を確認する。

## 7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温の適正化に努める。
- (2) 防寒衣等の着用により保温する。
- (3) 作業開始前に体操等で筋肉をほぐし、筋肉硬化による動作の鈍化、腰痛等の予防を行う。

## 1 山岳部での作業における災害防止 **建設業、林業では、次の事項についても実施してください。**

- (1) 吹雪・濃霧による遭難災害の防止
  - ① 通路経路等を予め定め、等間隔の目印設置及び通路の整備を行う。
  - ② 吹雪・濃霧の際は作業を中止し、屋内に退避させるとともに、やむをえず下山する場合は単独行動を避け、綱等により離れないようにする。
- (2) 雪崩災害の防止のため次の事項を行う。
  - ① 雪崩が発生するおそれのある場所に作業小屋、宿舎等を設置しない。
  - ② 雪崩災害防止に関する管理体制を明確にし、作業中止・退避等について責任者を指名する。
  - ③ 現場における気象観測の記録及び最寄りの気象観測機関からの情報収集に努め、未然に対応する。
  - ④ 大雪又は雪崩注意報、警報が出された場合は直ちに作業を中止し、安全な場所に退避する。
  - ⑤ 下山する場合は、単独作業を避け、可能な限り雪崩が発生するおそれのない箇所を通行する。  
なお、通行に当たっては、一団とならず、互いに10m程度離れながら通行する。
  - ⑥ スコップ、ゾンデ及び雪崩ビーコンを携行する。（救助、捜索用の器具）

## 2 凍結のゆるみによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 地山の掘削の作業を行う場合は、土止め支保工を設置する。
- (2) 地肌が露出している箇所は、点検・コソクを行うとともに、地山から離れたところを通行させ、必要に応じ見張員を配置する。
- (3) 融雪・鉄砲水による災害を防止するため、作業箇所の周辺、上流の積雪等の状態を調査し、除排雪の必要性を検討するほか、作業中止等適切な措置を行う。

## 3 作業小屋等の倒壊・崩壊防止

積雪・強風による作業小屋及び休憩所等の仮設備の倒壊・崩壊を防止するため、確実に雪降しを行うとともに、必要に応じ、柱・屋根等の補強を行う。

## 冬期労働災害防止のためのチェックリスト

あなたの事業場では、この冬の労働災害防止対策は万全ですか？

この自主点検表は、冬期労働災害防止のための主要な項目を挙げたものです。各事業場においては、厳しい冬を迎えるに当たり、施設や安全衛生活動等をもう一度見直し、改善すべきところは直ちに対策を講じましょう！

### 1. 転倒災害の防止

※ 該当する□(はい・いいえ)にチェックして下さい。

	はい	いいえ
・主要な通路、作業場の除排雪は十分ですか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・建物の出入口、車両乗降場所等凍結しやすい場所の融雪等の措置は十分ですか。 . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・滑りにくい履物を着用していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 2. 屋根の雪降ろし作業による墜落災害の防止

	はい	いいえ
・ヘルメットを着用し、安全帯を使用していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・梯子は安全な位置に設置し、固定は十分ですか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・地上に監視人を配置していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 3. 除雪作業による災害の防止

	はい	いいえ
<b>(1) 除雪機</b>		
・除雪機の取扱者に安全な使用方法等を教育していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(注意：機械の種類によりライセンスが必要な場合があります)		
・機械のトラブル(氷が詰まるなど)時にエンジン停止を徹底していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・路肩に近接して作業する際に、誘導員を配置したり目印を表示していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 人力による除雪</b>		
・無理のない姿勢又は体力以上のものを持ち上げないように徹底していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 4. 交通労働災害の防止

	はい	いいえ
・早めにタイヤ交換、早めの点灯運転を実施していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・余裕を持った車両の運行計画を立てていますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・当日の気象状況及び道路状況を把握し、周知していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・滑りやすい場所での乗降車を避けるようにしていますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 5. 火災の防止

	はい	いいえ
・火気使用場所に消火器を設置していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・終業時に消火状況を確認していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 6. 中毒の防止

	はい	いいえ
・暖房として練炭の使用を禁止していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・火気使用場所の換気は十分ですか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・一酸化炭素中毒の危険のある場所を立入禁止としていますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 7. 健康対策

	はい	いいえ
・ミーティングの際に健康状態を確認していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ミーティングの際に防寒衣などの着用状況を確認していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(注意：防寒衣の裾が締まっていないと、機械操作のミスを誘発します)		
・ラジオ体操など準備運動を実施していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・屋内作業場所に適切な暖房設備を設けていますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・救急用具(必要に応じて担架)は常備していますか。 . . . . .	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* 「はい」の項目はいくつありましたか？「いいえ」の項目は早急に改善しましょう！